



農林水産部における 林野火災防止の取り組みについて

令和7年4月10日

林野火災防止緊急対策会議

農林水産部林業振興課

1. 山火事予防運動実施期間の設定

○林野庁

⇒令和7年全国山火事予防運動

3月1日（土）～3月7日（金）

○徳島県

⇒令和7年徳島県山火事予防運動

3月1日（土）～4月30日（水）



- ・ 県民局、市町村等にてポスター・懸垂幕の掲示
- ・ 登山口への看板の設置 など

1. 山火事予防運動実施期間の設定

○徳島県山火事予防運動の実施状況

懸垂幕の掲示



西部総合県民局 美馬庁舎

山火事予防ポスターの掲示



西部総合県民局 美波庁舎

2. 関係機関への注意喚起

通知内容

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 やむを得ずたき火等火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず準備するとともに、その場を離れないこと。
- 3 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。
なお、炎が見えなくなっても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 4 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- 5 火遊びはしないこと。また、させないこと。
- 6 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。
- 7 火災と紛らわしい煙又は火災を発する恐れのある行為を行う場合は火災予防条例に基づき、あらかじめその旨を消防署等へ届けること。

通知先：林業事業体、農協、農業者等

3. 徳島県森林組合連合会との連携

～災害発生時における支援活動に関する協定～

協定先 : 徳島県森林組合連合会 (以下、県森連)

協定期期 : 平成25年7月11日から

協定内容 : 災害発生時に

県森連が保有する情報提供及び資機材の供給、
技術者の派遣による支援活動を実施

林野火災時にも適用